

## 身体拘束廃止等適正化のための指針

### 1、 身体拘束等の適正化に関する基本方針

初台リハケア訪問看護ステーション(以下「事業所」という)では、身体拘束は利用者様の生活の自由を制限することであり、利用者様の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み利用者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識をもって緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

### 2、 身体拘束適正化検討委員会の設置

- (1) 事業所では身体拘束等の廃止及び適正化に努める観点から、身体拘束適正化検討委員会(以下「委員会」)を設置する。本委員会の運営責任者および委員は虐待防止検討委員会を兼任し、委員会を一体的に行う場合がある。
- (2) 委員会は定期的(年1回以上)かつ担当者が必要と認めた時に開催する。
- (3) 委員会の審議事項
  - ア身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
  - イ身体拘束を実施した場合の解除の検討
  - ウ身体拘束廃止に関する職員全員への指導

### 3、 職員研修の実施

- (1) 身体拘束等の適正化に向け利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施するものとする。
- (2) 定期的な研修(年1回以上)を実施し、虐待防止研修と同時開催とする。
- (3) 新規採用時には本研修を実施する。
- (4) 本研修の実施内容については記録し保管する。

### 4、 訪問先で発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

身体拘束等の事案についてはその全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告するものとする。この際運営責任者が定期開催を待たずして報告を要すると判断した場合は臨時的に同委員会を招集するものとする。

### 5、 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者様またはご家族の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化検討委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族編才説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。また、身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。そして、身体拘束の原因となる状況の分析を行い身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討する。

〈やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件〉

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法が無いこと

(3) 一時性

身体拘束による行動制限が一時的なものであること

6、 当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等はいつでも本指針を閲覧することができる。ホームページに掲載し、公表することとする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

本指針は、令和7年1月1日改定、施行する。